

資産の運用状況表 (内国インフラファンド)

2026年1月19日提出

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

投資法人名 グリーンライト・再エネインフラ投資法人

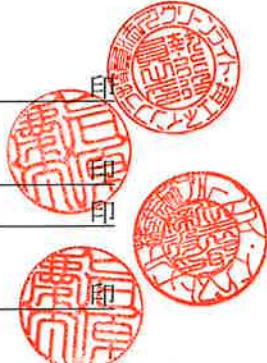
代表者の役職氏名

執行役員 澤本 慶太

管理会社名 ブルースカイ・インベストメント株式会社

代表者の役職氏名

代表取締役 澤本 慶太



上場時（2026年2月末現在）におけるグリーンライト・再エネインフラ投資法人に係る資産の運用状況（見込み）について、下記のとおり報告します。

【凡例】

- 投信法・・・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律
- 資産流動化法・・・・・・・・資産の流動化に関する法律
- 計算規則・・・・・・・・投資法人の計算に関する規則
- 財務諸表等規則・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 上場規程・・・・・・・・有価証券上場規程
- 施行規則・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則

<記載上の注意>

- 各資産の額等については、施行規則第1536条第12項の規定に従い、算定してください。
- 単位（百万円単位、千円単位等）については、有価証券届出書における財務諸表と同じものを用いてください。

記

1. 資産総額（イ）

12,647,020 千円

2. 純資産総額

5,901,179 千円

3. インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の額

【インフラ資産等】

インフラ資産の額 (口)	10,875,145 千円
インフラ有価証券の額 (ハ)	0 円
計 (口) + (ハ) (ホ)	10,875,145 千円
運用資産等の総額に占める比率 (ホ) / (イ)	85.9%

【インフラ関連有価証券及び流動資産等】

インフラ関連有価証券 (ヘ)	0 円
流動資産等 (ト)	1,702,080 千円
計 (ホ) + (ヘ) + (ト) (チ)	12,577,225 千円
運用資産等の総額に占める比率 (チ) / (イ)	99.4%

<記載上の注意>

- a. 「運用資産等の総額に占める比率」は、小数第2位以下を切り捨てて記入してください。
- b. 運用資産等の総額は資産総額を記載してください。
- c. インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の内訳を記載してください。

(注) インフラ資産等の内訳

項目	資産の総額
【インフラ資産】	
(1) 再生可能エネルギー発電設備	8,381,974,000 円
(2) 国又は地方公共団体その他これに類するものから設定された公共施設等運営権	0 円
(3) 上場規程第1201条第1号の2c (施行規則第1201条第4項) に規定する資産	0 円
※施行規則第1201条第4項各号の別に記載してください。	
(4) 以下 (i) から (iv) に掲げるものの合計	2,493,171,000 円
(i) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に伴う土地・建物	1,638,318,000 円
(ii) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に伴う土地・建物の賃借権	0 円

項目	資産の総額
(iii) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に係る地上権	854,853,000 円
(iv) 上記(1)から(3)までに掲げる資産に係る地役権	0 円
(5) 上記(1)から(3)までに掲げる資産を運営するために必要な資産のうち、施行規則第1201条第5項に規定する資産 ((4)に該当する資産を除く)	0 円
(6) 上記(1)及び(3)から(5)に掲げる資産をリース物件とする財務諸表等規則第16条の2第1項及び第2項に規定するもの	0 円
(7) 上記(1)、(3)及び(5)に掲げる資産に係る賃借権 ((5)の資産に係る賃借権については、有形固定資産に係るものに限る)	0 円
(8) 上記(1)から(7)までに掲げる資産を信託する信託の受益権	0 円
(9) 外国において上記(1)から(8)までに掲げる資産に相当する資産	0 円
インフラ資産合計 (ロ)	10,875,145,000 円
【インフラ有価証券】	
(1) 上場規程第1201条第1号の6aに規定する株券	0 円
(2) 上場規程第1201条第1号の6bに規定する出資の持分	0 円
(3) 上場規程第1201条第1号の6cに規定する優先出資証券	0 円
(4) 上場規程第1201条第1号の6dに規定する受益証券	0 円
(5) 上場規程第1201条第1号の6eに規定する投資証券	0 円
(6) 上場規程第1201条第1号の6fに規定する特定目的信託の受益証券	0 円
(7) 上場規程第1201条第1号の6gに規定する資産	0 円
インフラ有価証券合計 (ハ)	0 円
合計 (インフラ資産等の額) (ホ)	10,875,145,000 円

(注) インフラ関連有価証券の内訳

項目番号	項目	資産の額 (a)
(1)	上場規程第1201条第1号aに規定する株券	0 円
(2)	上場規程第1201条第1号bに規定する出資の持分	0 円
(3)	上場規程第1201条第1号cに規定する優先出資証券	0 円
(4)	上場規程第1201条第1号dに規定する受益証券	0 円
(5)	上場規程第1201条第1号eに規定する投資証券	0 円
(6)	上場規程第1201条第1号fに規定する特定目的信託の受益証券	0 円
(7)	上場規程第1201条第1号gに規定する資産	0 円
合計 (ヘ)		0 円

(注) 流動資産等の内訳

項目番号	項目	資産の額
(1)	流動資産に計上される現金及び預金 (計算規則第37条第3項第1号イに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	744,421,000 円

項 番	項 目	資産の額
(2)	流動資産に計上される受取手形 (計算規則第37条第3項第1号ロに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
(3)	流動資産に計上される営業未収入金 (計算規則第37条第3項第1号ハに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
(4)	流動資産に計上される前渡金 (計算規則第37条第3項第1号ホに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
(5)	流動資産に計上される前払費用 (計算規則第37条第3項第1号ヘに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
(6)	流動資産に計上される未収収益 (計算規則第37条第3項第1号トに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
(7)	流動資産に計上される未収消費税 (計算規則第37条第3項第1号チに規定する資産として計上される未収消費税及びそれらを信託する信託の受益権)	957,65,000 円
(8)	固定資産の投資その他の資産に計上される繰延税金資産 (計算規則第37条第3項第4号ニに規定する資産及びそれらを信託する信託の受益権)	0 円
合計 (ト)		1,702,080,000 円
* 1 上記項番（1）～（7）までにおいて、有価証券報告書における財務諸表の「流動資産 その他」に含まれる数値を記載されている場合、その項番を右の欄にご記載ください。		
* 2 上記項番（8）において、有価証券報告書における財務諸表の「固定資産 投資その他の資産 その他」に含まれる数値を記載されている場合、その項番を右の欄にご記載ください。		

4. インフラ資産等の概要

【インフラ資産の概要】

名 称 (インフラ資産の名称)	岩手 滝沢市湯舟沢第1、2発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	1,573,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ5号合同会社・2026年2月
評 価 (直 接 還 元 法)	
評 価 値 者	—
価 格	—
還 元 利 回 り	—
(D C F 法)	
評 価 値 者	一般財団法人不動産研究所
価 格	1,710,000,000 円
割 引 率	2.6%
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	12.4%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施するとともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	岩手 花巻市戸塚発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	429,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ 5号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	499,000,000 円 2.6%
イ ン フ ラ 資 産 の 貸 借 条 件	最終還元利回り — 下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オ ペ レ ー タ ー の 概 要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リス ク 管 理 方 針 へ の 適 合 状 況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	・我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 ・地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 ・当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)		岩手 奥州市根木町発電所
本 資 産 の 概 要		太陽光発電設備等／信託受益権 ※本投資法人は、岩手 奥州市根木町発電所を裏付資産とする信託受益権の準共有持分 15%を取得する予定です。
取 得 額		799,200,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期		ブルーインフラ 14 号合同会社・2026 年 2 月
評 価 (直 接 還 元 法)		
評 価 價 値 者		—
価 格		—
還 元 利 回 り		—
(D C F 法)		
評 価 價 値 者		一般財団法人不動産研究所
価 格		5,590,000,000 円 (838,500,000 円)
割 引 率		2.4%
最 終 還 元 利 回 り		—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		6.3%
インフラ資産の賃借条件		下記【インフラ資産の賃貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要		<p>会社名：ブルースカイソーラー株式会社 所在地：東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター 8 階 代表者の役職・氏名：代表取締役 藤宮康洋 資本金：1 億円 設立年月日：2013 年 6 月 12 日 事業内容： 再生可能エネルギー発電所の開発・発電・運営管理を行っています。 具体的には、全国各地に現地事務所を設置し、発電状況をモニタリングする為の遠隔監視システム及び現場対応を通じてリアルタイムの監視を行い、また、オペレーション管理も実施しています。 大株主及び持株比率：ブルースカイホールディングス一般社団法人 100% 投資法人・管理会社との関係： 出資状況：ブルースカイソーラー株式会社は、2025 年 7 月に本投資法人に 1.5 億円出資し、2025 年 9 月 29 日現在、本投資法人唯一の投資主となっております。また、ブルースカイソーラー株式会社は管理会社の株主でもあり、出資金額は 1 億 8,200 万円、65% の株式を保有しております。 人的関係：管理会社にのみ外部役員として 1 名派遣されております。 取引関係：前記「出資の状況」のとおりの資本関係があり</p>

	<p>ます。</p> <p>関連当事者：前記「出資の状況」のとおり関連当事者に該当します。</p> <p>2024年12月期：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益：16億2,684万5,733円 ・総資産：97億1,438万9,990円 ・株主資本：30億1,359万6,708円
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施するとともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 ・地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 ・当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)		福島 白河市小田川発電所
本 資 産 の 概 要		太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額		900,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期		ブルーインフラ3号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)	
	評 価 値	—
	価 格	—
	還 元 利 回 り	—
	(D C F 法)	
	評 価 値	一般財団法人不動産研究所
	価 格	1,050,000,000 円
	割 引 率	2.6%
最 終 還 元 利 回 り		—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)		7.0%
インフラ資産の貸借条件		下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要		「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスクリスク管理方針への適合状況		本物件は、本投資法人による単独投資資産であって共同投資資産ではないため、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、共同投資者に係るリスクは当てはまりません。それ以外の、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施するとともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項		インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質		<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	茨城 行方市頃内発電所 ※取得済資産
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	702,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ 8号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	5.5%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	栃木 鹿沼市富岡発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	885,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ3号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	6.9%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	栃木 河内郡上三川町発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	718,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ 5号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	2.6%
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	5.6%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	千葉 行方市麻生東・西発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	2,144,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ7号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	16.9%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	千葉 成田市名古屋発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	899,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ 7号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	7.0%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	千葉 山武市椎崎発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	1,062,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ 8号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 値 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 値 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	8.3%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

名 称 (インフラ資産の名称)	千葉 富津市岩坂発電所
本 資 産 の 概 要	太陽光発電設備等／再エネ発電設備・不動産等
取 得 額	505,000,000 円
取 得 先 ・ 取 得 時 期	ブルーインフラ7号合同会社・2026年2月
評 価 価 格	(直 接 還 元 法)
	評 価 者
	価 格
	還 元 利 回 り
	(D C F 法)
	評 価 者
	価 格
	割 引 率
最 終 還 元 利 回 り	—%
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	3.9%
インフラ資産の貸借条件	下記【インフラ資産の貸貸借の概要】の概要ご参照
オペレーターの概要	「岩手 奥州市根木町発電所」と同じであるため、当該発電所の「オペレーターの概要」をご参照ください。
リスク管理方針への適合状況	本物件は、リスク管理方針で特定した諸リスクのうち、①事業リスク、②市況、景気、需要変動リスク、③特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）、④流動性リスク、⑤制度変更リスク、⑥共同投資者に係るリスク、⑦その他のリスクについては、いずれも本管理会社の定めるリスク管理方針に基づき、リスクを特定・把握・認識し、リスクリミットを設け、本物件の取得に際してリスク低減の方策を実施とともに、リスク発現時にはリスク削減を行うこととし、当該方針に適合した運用によりこれらのリスクを適切に管理します。
その他の特筆すべき事項	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の対象にはなりません。
本 資 産 の 公 共 的 性 質	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における再生可能エネルギーの普及拡大を通じた地球環境への貢献。 地域社会の雇用促進等に貢献し、地域社会の活性化に寄与。 当該地域におけるエネルギー循環の基礎となる発電設備の取得による、持続可能な社会の実現への寄与。

【インフラ資産の賃貸借の概要】

賃貸借の概要	
物件名称	岩手 滝沢市湯舟沢第1、2発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2050年3月26日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。 ※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東北電力ネットワーク株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <p>(1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等）</p> <p>(2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。）</p> <p>(3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用</p> <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <p>(1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$</p> <p>(2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。</p> <p>(3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。</p> <p>(4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p> <p>(5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該</p>

	<p>月における実績連動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	岩手 花巻市戸塚発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2052年3月30日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。 ※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東北電力ネットワーク株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <p>(1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用</p> <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <p>(1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 (2) $X=0$ (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (6) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多く、107%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.07を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬III」という。）とします。 (7) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e - f$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.07を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬IV」という。）とします。</p>

	<p>月における実績連動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	岩手 奥州市根木町発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2052年9月29日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東北電力ネットワーク株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p>＜運営費用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 (2) $X=0$ (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (6) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、

	<p>当該月における実績運動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績運動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績運動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 貸借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として貸借人が受領する保険金の金額（貸借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績運動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、貸貸人及び貸借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（貸貸人及び貸借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績運動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従つて算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従つて算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績運動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、貸貸人又は貸借人が、相手方に対して、本件発電設備の貸貸借に関する再契約を求める通知をした場合、貸貸人及び貸借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	貸貸人と貸借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	貸貸人は、貸借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	福島 白河市小田川発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2045年11月19日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。 ※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東北電力ネットワーク株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <p>(1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用</p> <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <p>(1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 (2) $X=0$ (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (6) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多く、107%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.07を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬III」という。）とします。 (7) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e - f$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の107%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.07を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬IV」という。）とします。</p>

	<p>月における実績連動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	茨城 行方市領内発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2050年6月9日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 (2) $X=0$ (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X = a - b \times 0.70$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。</p> (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。</p> (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p> (6) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多く、107%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d - e$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p> (7) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d - e$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p>

	<p>月における実績連動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	栃木 鹿沼市富岡発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2045年9月28日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。 ※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目に係る費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各月の実績連動賃料（X）は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 (2) $X=0$ (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X = a - b \times 0.70$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。</p> (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。</p> (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p> (6) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多く、107%以下の場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d - e$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p> (7) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X = a - b \times 0.70 - c - d - e$ <p>「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。</p>

	<p>月における実績連動 O&M 報酬 II に相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動 O&M 報酬のうち、(x) (a) 当該月の実績売電収入の合計金額から (b) 当該月の予想売電収入の合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して (y) 0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i) 受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii) 受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	栃木 河内郡上三川町発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2043年11月18日まで
	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本御電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目による費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$ (2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬IIに相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額から(b)当該月の予想売電収入の

	<p>合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	茨城 行方市麻生東・西発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2049年11月28日まで
	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本御電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目による費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$ (2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬IIに相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額から(b)当該月の予想売電収入の

	<p>合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	千葉 成田市名古屋発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2049年9月11日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本御電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目による費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$ (2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬IIに相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額から(b)当該月の予想売電収入の

	<p>合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	千葉 山武市椎崎発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2050年1月20日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本御電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目による費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$ (2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬IIに相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額から(b)当該月の予想売電収入の

	<p>合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

賃貸借の概要	
物件名称	千葉 富津市岩坂発電所
賃借人	GL 発電合同会社
賃貸借期間	2026年2月27日から2045年5月31日まで
賃料	<p>賃料は、基本賃料と実績連動賃料を合わせた金額とします。 なお、基本賃料と実績連動賃料は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>基本賃料：各月における基本賃料は、(i)当該月の予想売電収入の70%相当額から(ii)当該月を対象期間に含む年間運営計画に記載の運営費用相当額の12分の1に相当する額を控除した金額とします。但し、各月のうち1か月に満たない期間に係る基本賃料は、日割計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>※上記基本賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間（本件発電事業に対して適用される、再エネ特措法に基づく調達期間として、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で特定契約上合意された期間をいい、以下同じです。）中においては、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された当該太陽光発電設備についての発電電力量に、当該太陽光発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本御電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を[6か月]ごとに協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた数を指すものとします。</p> <p>上記基本賃料の計算において、「運営費用」とは、受給期間中及び受給期間満了後のいずれにおいても以下に定める費目による費用として[年間運営計画に記載されているもの]を指すものとします。</p> <p><運営費用></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税、法人事業税、法人住民税、電気事業税、その他各種税金（印紙税、消費税、源泉所得税等） (2) オペレーター業務委託契約に定めるオペレーターのオペレーター固定報酬（オペレーターに支払われる報酬のうち、実績売電収入にかかわらず支払われる固定報酬をいいます。） (3) その他、賃貸人と協議の上、支払に合意した費用 <p>実績連動賃料：各月における実績連動賃料は、以下に従って計算されます。</p> <p>1. 各月の実績連動賃料(X)は、以下の算定式により算出される金額とします。なお、以下の計算の結果、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%以下の場合 $X=0$ (2) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の70%より多く、100%以下の場合 $X=a - b \times 0.70$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とします。 (3) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の100%より多く、103%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における、賃貸人及びブルースカイソーラー株式会社（以下「O&M業者」という。）の間で締結される運営管理委託契約に定めるO&M業者の業績連動報酬（O&M業者に支払われる報酬のうち、実績売電収入に応じて支払われる業績連動報酬をいい、以下「実績連動O&M報酬」という。）のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額を控除した金額に対して(y)0.70を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬I」という。）とします。 (4) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の103%より多く、105%以下の場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額（但し、当該合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合には、かかる各月の予想売電収入の合計金額に対して1.05を乗じて得られる金額とする。）から(b)当該月の予想売電収入の合計金額に対して1.03を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.50を乗じて得られる金額（以下「実績連動O&M報酬II」という。）とします。 (5) 当該月の実績売電収入の合計金額が当該月の予想売電収入の合計金額の105%より多い場合 $X=a - b \times 0.70 - c - d - e$ 「a」は、当該月の実績売電収入の合計金額とし、「b」は、当該月の予想売電収入の合計金額とし、「c」は、当該月における実績連動O&M報酬Iに相当する金額とし、「d」は、当該月における実績連動O&M報酬IIに相当する金額とし、「e」は、当該月における実績連動O&M報酬のうち、(x)(a)当該月の実績売電収入の合計金額から(b)当該月の予想売電収入の

	<p>合計金額に対して 1.05 を乗じて得られる金額を控除した金額に対して(y)0.25 を乗じて得られる金額とします。</p> <p>2. 上記実績連動賃料の計算において、「実績売電収入」とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものといたします。</p> <p>(1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額</p> <p>(2) 賃借人を被保険者とする利益保険に基づき、当該太陽光発電設備（これに付随する変電設備その他の附属設備及び関連設備を含みます。）に係る当該月の喪失利益及び収益防止費用として賃借人が受領する保険金の金額（賃借人がかかる保険金請求権上に設定した担保権に係る担保権者又は転担保権者の受領する金額を含みます。）</p> <p>3. 上記実績連動賃料の計算において、「予想売電収入」とは、(i)受給期間中においては、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P（パーセンタイル）50 の数値として技術コンサルタント作成の「テクニカルレポート」に記載された本件発電設備についての発電電力量に、本件発電設備に係る特定契約に定める買取価格を乗じた額を指し、(ii)受給期間満了後においては、同発電電力量に、賃貸人及び賃借人が一般社団法人日本卸電力取引所等の市場における取引単価の推移等を参考に協議の上合意した単価（賃貸人及び賃借人は、当該単価を 6 か月毎に協議の上見直すことができるものとします。）を乗じた金額を指すものとします。</p> <p>4. 上記実績連動賃料の計算に際して、1 か月に満たない月については、上記 2. の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び上記 3. の趣旨に従って算出した当該月の日割予想売電収入を用いて上記 1. による実績連動賃料の計算を行うものとします。</p>
敷金・保証金	発生しません。
期間満了時の更新について	期間満了 6 ヶ月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の 3 ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。
違約金	該当事項はありません。

【インフラ資産の概要（評価価格）】

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所	
評価価値	1,613,000,000円～1,801,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025年8月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
	課税期間 1.7%	
評価価値	1,801,000,000円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2%	
	課税期間 3.2%	
評価価値	1,613,000,000円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	岩手 花巻市戸塚発電所	
評価価値	457,000,000円～511,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025年8月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
	課税期間 1.7%	
評価価値	511,000,000円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2%	
	課税期間 3.2%	
評価価値	457,000,000円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	岩手 奥州市根木町発電所	
評価価値	772,000,000円～846,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025年8月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
	課税期間 1.7%	
評価価値	846,000,000円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2%	
	課税期間 3.2%	
評価価値	772,000,000円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項	該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	福島 白河市小田川発電所	
評価価値	1,011,000,000円～1,091,000,000円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025年8月31日	

項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。
	課税期間	1.7%	
評価価値		1,091,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間	3.2%	割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部收益率に基づく方法を併用。
	課税期間	3.2%	
評価価値		1,011,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要			
物件名称		茨城 行方市領内発電所	
評価価値		740,000,000 円～815,000,000 円	
評価機関		一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点		2025 年 8 月 31 日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。
	課税期間	1.7%	
評価価値		815,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間	3.2%	割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部收益率に基づく方法を併用。
	課税期間	3.2%	
評価価値		740,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要			
物件名称		栃木 鹿沼市富岡発電所	
評価価値		937,000,000 円～1,001,000,000 円	
評価機関		一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点		2025 年 8 月 31 日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。
	課税期間	1.7%	
評価価値		1,011,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間	3.2%	割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部收益率に基づく方法を併用。
	課税期間	3.2%	
評価価値		937,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。	

バリュエーションレポートの概要			
物件名称		栃木 河内郡上三川町発電所	
評価価値		738,000,000 円～784,000,000 円	
評価機関		一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点		2025 年 8 月 31 日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。
	課税期間	1.7%	
評価価値		784,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間	3.2%	割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部收益率に基づく方法を併用。
	課税期間	3.2%	

評価価値	738,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	茨城 行方市麻生東・西発電所	
評価価値	2,170,000,000 円～2,388,000,000 円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025 年 8 月 31 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1% 課税期間 1.7%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
評価価値	2,388,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2% 課税期間 3.2%	
評価価値	2,170,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	千葉 成田市名古屋発電所	
評価価値	913,000,000 円～1,021,000,000 円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025 年 8 月 31 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1% 課税期間 1.7%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
評価価値	1,021,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2% 課税期間 3.2%	
評価価値	913,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	千葉 山武市椎崎発電所	
評価価値	1,098,000,000 円～1,218,000,000 円	
評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2025 年 8 月 31 日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間 2.1% 課税期間 1.7%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
評価価値	1,218,000,000 円	
割引率 (IRR)	非課税期間 3.2% 課税期間 3.2%	
評価価値	1,098,000,000 円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項		該当事項はありません。

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	千葉 富津市岩坂発電所	
評価価値	525,000,000 円～564,000,000 円	

評価機関		一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点		2025年8月31日	
項目		内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	2.1%	対象事業から将来期待されるフリーキャッシュフローを、将来の不確実性を反映した割引率により現在価値に割り引くことで事業価値を評価。 割引率は、昨今の太陽光発電所に係る多種多様な市場参加者の意思決定プロセスを踏まえ、加重平均資本コストと内部収益率に基づく方法を併用。
	課税期間	1.7%	
評価価値		564,000,000円	
割引率 (IRR)	非課税期間	3.2%	
	課税期間	3.2%	
評価価値		525,000,000円	
その他評価機関が評価にあたって特別に留意した事項			該当事項はありません。

<記載上の注意>

- a. 運用資産等であるインフラ資産ごとに上表を記載してください。
- b. 「本資産の概要」欄には、インフラ資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。
- c. 上場申請時において取得予定資産の内容を記載する場合、「取得額」欄には、取得予定額を記載してください。
- d. 直接還元法又はDCF法以外の方法で価格評価を行っている場合は、当該価格評価の方法及びその評価方法の概要を記載してください。
- e. 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・管理会社との関係（＊1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（＊2）を把握可能な範囲で記載する。

（＊1）投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者（＊1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（＊2）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（＊1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（＊2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

（＊2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金（把握している場合には可能な範囲で記載する。）

f. 当該インフラ資産のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等が有する諸リスク（リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。）の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。

f. 対象となるインフラ資産は、公共的な性質を有するものである必要があります。また対象となるインフラ資産が公共的な性質を有している旨の説明を「本資産の公共的な性質」欄に記載してください。

【インフラ有価証券の概要】

(1) インフラ有価証券の概要

名 称	該当事項はありません。
インフラ有価証券の概要	
取 得 価 額	
取 得 先 ・ 取 得 時 期	
評 価 価 格 ・ 評 価 方 法	
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	
インフラ有価証券の発行者等に係る財務状況	
共 同 投 資 者 の 状 況	
資 産 内 容	インフラ有価証券の発行者等に係る資産 総額 (a) うちインフラ資産 (b) うち流動資産等の額 (c) うち施行規則で定めるもの (d) ((b) + (c) + (d)) / (a)
リス ク 管 理 方 針 へ の 適 合 状 況	
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	

(2) インフラ投資資産の概要

名 称	該当事項はありません。
インフラ投資資産の概要	
評 価 価 格 ・ 評 価 方 法	
インフラ投資資産の貸借条件	
オ ペ レ ー タ ー の 概 要	
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	
本 資 産 の 公 共 的 性 質	

<記載上の注意>

- ・運用資産等ごとに（1）表及び（2）表を記載してください。
- ・（1）表には、インフラ有価証券の内容について、（2）表には当該インフラ有価証券のインフラ投資資産の内容について記載してください。

(1) 表について

- 「インフラ有価証券の概要」欄には、投資形態（株式等）、出資比率、スキームを含む、インフラ有価証券の概要を記載してください。また、図示等が必要な場合は、（2）表の下にスキーム図等を挿入してください。
- 上場申請時において取得予定資産の内容を記載する場合、「取得額」欄には、取得予定額を記載してください。
- 「評価価格・評価方法」欄には、評価価格を算定するに至った評価方法の概要及び評価者を記載してください。
- 「インフラ有価証券の発行者等に係る財務状況」には、インフラ有価証券の発行者等（投資対象とするインフラ有価証券の発行者）の貸借対照表及び損益計算書の概要を記載してください。
- 「共同投資者の状況」欄は、他の大株主や営業者など、インフラファンドが投資するインフラ有価証券の主たる共同投資者及びその比率を記載してください。

f. 当該インフラ有価証券のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等が有する諸リスク（リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。）の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。

(2) 表について

- a. 「インフラ投資資産の概要」欄には、インフラ投資資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。
- b. 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・管理会社との関係（＊1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（＊2）を把握可能な範囲で記載する。

（＊1）投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者（＊1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（＊2）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（＊1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（＊2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

（＊2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金（把握している場合には可能な範囲で記載する。）

- c. 「本資産の公共的性質」欄には、本インフラ投資資産が公共的な性質を有する資産である旨の説明を記載してください。

5. インフラ関連有価証券の概要

(1) インフラ関連有価証券の概要

名 称	該当事項はありません。
インフラ関連有価証券の概要	
取 得 価 領	
取 得 先 ・ 取 得 時 期	
評 価 価 格 ・ 評 価 方 法	
投 資 比 率 (運用資産等の総額に対する本資産の比率)	
インフラ関連有価証券の 発行者等に係る財務状況	
共 同 投 資 者 の 状 況	
資 産 内 容	インフラ関連有価証券の発行者等に係る 資産総額 (a) うちインフラ資産等の額 (b) (b) / (a)
リス ク 管 理 方 針 へ の 適 合 状 況	
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	

(2) インフラ投資資産の概要

名 称	該当事項はありません。
インフラ投資資産の概要	
評 価 価 格 ・ 評 価 方 法	
インフラ投資資産の賃借条件	
オ ペ レ ー タ ー の 概 要	
そ の 他 特 筆 す べ き 事 項	
本 資 産 の 公 共 的 性 質	

＜記載上の注意＞

- ・運用資産等ごとに（1）表及び（2）表を記載してください。
- ・（1）表には、インフラ関連有価証券の内容について、（2）表には当該インフラ関連有価証券のインフラ投資資産の内容について記載してください。

（1）表について

- 「インフラ関連有価証券の概要」欄には、投資形態（株式等）、出資比率、スキームを含む、インフラ関連有価証券の概要を記載してください。また、図示等が必要な場合は、（2）表の下にスキーム図等を挿入してください。
- 上場申請時において取得予定資産の内容を記載する場合、「取得額」欄には、取得予定額を記載してください。
- 「評価価格・評価方法」欄には、評価価格を算定するに至った評価方法の概要及び評価者を記載してください。
- 「インフラ関連有価証券の発行者等に係る財務状況」には、インフラ関連有価証券の発行者等（投資対象とするインフラ関連有価証券の発行者）の貸借対照表及び損益計算書の概要を記載してください。
- 「共同投資者の状況」欄は、他の大株主や営業者など、インフラファンドが投資するインフラ関連有価証券の主たる共同投資者及びその比率を記載してください。

- f. 当該インフラ関連有価証券のリスク管理方針への適合状況を「リスク管理方針への適合状況」欄に記載してください。記載に当たっては、当該運用資産等が有する諸リスク（リスク管理方針で規定する諸リスクを指します。）の概要の説明を記載したうえで、リスク管理方針との適合性を記載してください。

(2) 表について

- a. 「インフラ投資資産の概要」欄には、インフラ投資資産の種類、所在地及び施設の概要等を記載してください。
- b. 「オペレーターの概要」にはオペレーターの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、投資法人・管理会社との関係（＊1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（＊2）を把握可能な範囲で記載する。

（＊1）投資法人・管理会社と相手会社の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における投資法人・管理会社と相手会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前営業期間・直前事業年度の末日における投資法人・管理会社と相手会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前営業期間・直前事業年度における投資法人・管理会社と相手会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前営業期間・直前事業年度の末日において、相手会社が投資法人・管理会社の関連当事者（＊1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（＊2）。なお、直前営業期間・直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（＊1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（＊2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

（＊2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金（把握している場合には可能な範囲で記載する。）

- c. 「本資産の公共的性質」欄には、本インフラ投資資産が公共的な性質を有する資産である旨の説明を記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付してください。

- ・インフラ資産等及びインフラ関連有価証券に関する、「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」の概要（本意見書の対象とならない資産については、「その他特筆すべき事項」欄にその旨を記載してください。）
- ・インフラ資産等及びインフラ関連有価証券に関する、「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」の概要（本意見書の対象とならない資産については、「その他特筆すべき事項」欄にその旨を記載してください。）

以上